

令和4年度門真市住居表示審議会議事録

日時：令和4年12月21日（水）14時00分から14時30分

場所：門真市役所別館3階 第3会議室

出席者：

（門真市住居表示審議会）10名中 10名出席

大倉会長、池田会長代理、高井委員、中村委員、久木元委員、
池邨委員、村田委員、新居委員、長谷川委員、浅田委員

（事務局）6名

まちづくり部：良部長、真砂次長

都市政策課：平山課長、石水課長補佐
番匠係員、丹羽係員

傍聴者：2名

議題案件：会長・副会長の選出

審議案件：議第1号 第18次住居表示の実施について（諮問）

司会	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、只今から令和4年度門真市住居表示審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、都市政策課の丹羽でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立ちまして、事務局よりお願いがございます。審議会記録の作成上、録音を行いますのでご了承ください。また、審議の妨げになるため、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。</p> <p>本日の会議でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、各席へのアクリル板の設置、空調による換気を行いながらの開催とさせていただきますのでご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の出席者は、10名で、委員10名のうち半数以上のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。</p>
----	---

司会	<p>それでは、はじめに、開会に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(市長挨拶)</p>
司会	<p>ありがとうございました。なお、市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、他の公務のためここで退席させていただきます。</p> <p>続きましてここで令和4年11月1日付で住居表示審議会委員にご就任いただきました皆様のご紹介をいたします。</p> <p>はじめに、学識経験の委員の方々からご紹介いたします。大阪法務局守口出張所長の高井委員でございます。日本郵便株式会社門真郵便局長の中村委員でございます。</p> <p>次に、市議会議員の委員の方々をご紹介いたします。門真市議会議長の倉大委員でございます。同じく、副議長の池田委員でございます。</p> <p>次に、関係行政機関の委員の方々をご紹介いたします。門真市教育委員会教育長の久木元委員でございます。守口市門真市消防組合消防長の池邨委員でございます。門真市選挙管理委員会委員長の村田委員でございます。門真警察署長の新居委員でございます。</p> <p>次に、市民の代表の委員の方々をご紹介いたします。門真市自治連合会会長の長谷川委員でございます。門真市北島東第2土地区画整理組合理事長の浅田委員でございます。</p> <p>続きまして、議案等を説明させていただく事務局の紹介でございますが、座席表記載のとおりとし、省略させていただきます。</p> <p>次に、本日の会議の傍聴についてご報告させていただきます。本日は傍聴者が2名おられますのでその旨ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>資料は、本日の議事次第、ご審議をいただく議案書、資料1の審議会委員名簿、資料2の門真市附属機関に関する条例、資料3の門真市附属機関に関する条例施行規則、資料4の審議案件説明資料</p>

司会	<p>(第 18 次住居表示の実施にいて) 揃っておりますでしょうか。不足の資料がございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議事次第に沿って進めてまいります。議事次第をご覧ください。</p> <p>まず始めに、「会長・副会長の選出について」説明させていただきます。配布させていただきました資料 1 の委員名簿・資料 3 の門真市附属機関に関する条例施行規則をご参照ください。</p> <p>資料 3 にお示しのとおり、門真市附属機関に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとしておりますので、立候補またはご推薦をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「事務局一任」の声</p>
司会	<p>事務局一任のお声がございましたので、事務局より推薦させていただいて、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声</p>
司会	<p>それでは、推薦させていただきます。会長に市議会の議長であります大倉委員、副会長に副議長であります池田委員を推薦いたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声</p>
司会	<p>ありがとうございます。早速で恐れいりますが、大倉会長は会長席へ、池田副会長は副会長席へ移動していただきますようお願いいたします。</p> <p>会長に大倉委員、副会長に池田委員と決定していただきました。ありがとうございました。</p> <p>以後の議事につきまして、よろしく申し上げます</p>
会長	<p>(挨拶)</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議事次第に従いまして、進めさせていただきます。 議事次第4の審議案件 議案第1号「第18次住居表示の実施について」審議したいと思いますので、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市政策課の番匠でございます。 私より、議案第1号「第18次住居表示の実施について」説明をさせていただきます。失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。お手元の審議案件説明資料及び前の画面をご覧ください。 はじめに住居表示の概要について説明させていただき、本日の案件でございます「町区画案」「町名案」について説明させていただきます。 それでは、まずはじめに住居表示の概要について説明させていただきます。 住居表示が実施されていない地域は土地の地番を住所として使用しているため、地番が順序よく並んでいない、同一の地番に多くの家が密集しているなど分かりにくい状況になっております。 住居表示は、建物に対して町名・街区符号・住居番号を付けることで、〇〇町（ちょう）〇番〇号という表記になり分かりやすくなります。 住居表示実施の利点としては、「住所が規則的に並び、目的地も分かりやすくなること」「行政事務の処理が早くでき、行政サービスが向上すること」などがあげられます。 続きまして、門真市における住居表示実施状況を説明させていただきます。 第1次住居表示を昭和39年11月1日に実施して以降、令和元年11月16日施行の第17次住居表示まで実施しております。 第17次住居表示完了時点で、市域面積1230haのうち、実施面積は約1185ha、実施率は約96%となっております。 前の画面の位置図の黄色箇所が実施済み区域、青色箇所が未実施区域でございます。本日審議いただく「第18次住居表示の実施について」は、赤色箇所が対象区域となっております。 それでは、第18次住居表示の内容について説明させていただきます。</p>

事務局	<p>まずはじめに、町区画について説明させていただきます。</p> <p>今回の住居表示実施区域は、北は市道岸和田守口線、東は門真第十水路、南は北島東町、西は第二京阪道路に囲まれた約 2.6ha の地域でおおむね北島東第 2 土地区画整理事業区域が対象となっております。町区画の設定につきましては、総務省により、住居表示の実施基準が示されており、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるとし、町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものとしています。今回はこれらの基準と、土地区画整理事業区域を勘案し、町区画案を定めております。</p> <p>続きまして、町名案について説明させていただきます。</p> <p>町の名称の定め方につきましては、総務省の定めた住居表示の実施基準に示されております。それによりますと、町の名称は、できるだけ従来の町の名称に準拠することとしており、その名称には、当該地域における歴史・伝統・文化の上で由緒のある名称を含むものとしています。その上で、常用漢字を用いるなど、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものとするとしております。</p> <p>先ほど説明いたしました町区画案に、当該区域の南に北島東町が位置すること及び土地区画整理事業の区域名も踏まえまして、区域変更するものです。</p> <p>なお、北島という名称につきましては、旧村名（きゅうそんめい）である北島村にちなんでおり、明治 22 年 4 月 1 日の町村制施行により、常称寺村、野口村、横地村、打越村と合併し大和田村となり、北島はその大字でありました。</p> <p>その後、大和田村は昭和 31 年 9 月 30 日に門真町、四宮村、二島村と合併し門真町となり、昭和 38 年 8 月 1 日、市制施行を経て、現在は門真市の大字となっております。</p> <p>「北島」の名称の由来につきましては、「三ツ島村」の北に新たに形成された村落であることにちなんだであろうとされています。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。令和 4 年門真市議会第 3 回定例会において、今回の住居表示実施区域と住居表示の方法について、議決をいただいております。</p> <p>本日の審議会において、町区画と町名について、ご承認いただき、</p>
-----	--

事務局	<p>住居表示に関する法律第5条の2の規定により、字の区域の変更、並びに町の変更の案を30日間公示いたします。</p> <p>その後、令和5年門真市議会第1回定例会に議案を提出し、北島東第2土地区画整理事業の換地処分に合わせて（令和5年11月頃）に住居表示を実施する予定となっております。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>説明は終わりました。これより審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。</p> <p>意見がないようですので、審議を終了いたします。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「第18次住居表示の実施について」原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第1号「第18次住居表示の実施について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で議案審議は終わりました。議事の運営にご協力賜りましたことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは事務局に進行を返します。</p>
司会	<p>大倉会長、ありがとうございました。</p> <p>本日の議案について原案どおり承認いただきました事をお礼申し上げます。</p> <p>これで令和4年度住居表示審議会を終了いたします。</p> <p>本日はご審議についてご協力賜りましたことをお礼申し上げます。どうもありがとうございました。</p>